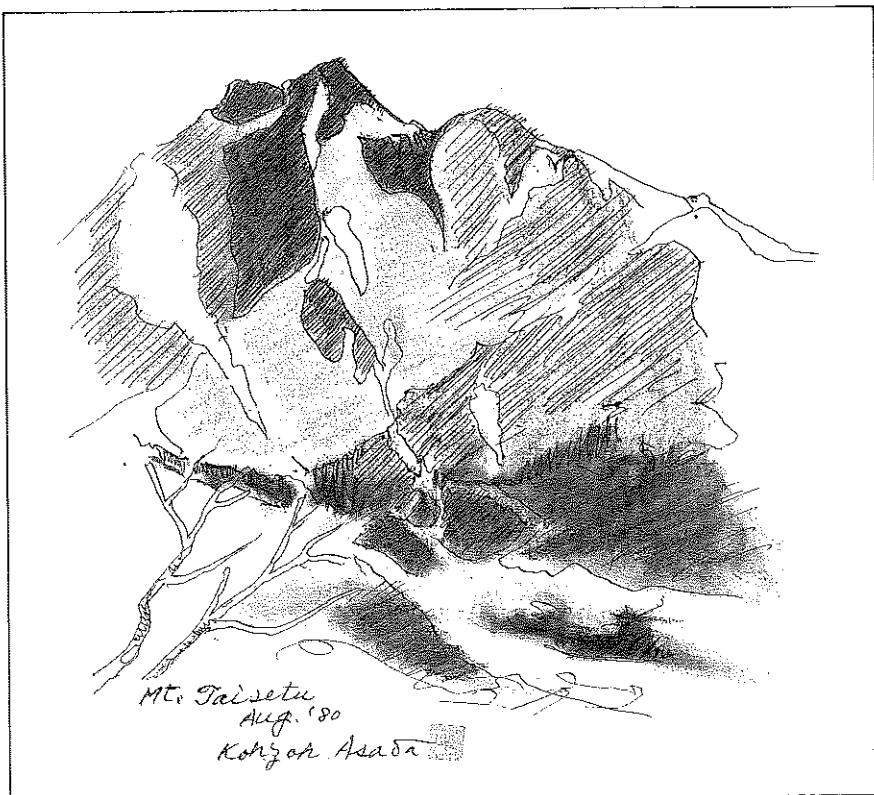


行政ほつかいとう

1991.9



「初秋の大雪」札幌支部(西区) 朝田廣三会員

目 次

平成3年度「にせ行政書士排除・許認可

手続相談広報月間」の実施について 2

改正車庫法の対処について 4

再び法学を学ぶ仲間達に(橋本雄一) 6

〈業務資料〉

産業廃棄物処理業許可申請書

..... 7

＜お知らせ＞

- 米倉副会長第3小委員会担当に 11
- 事務局の移転のお知らせ 11
- O B会の発足 11
- 函館支部事務局移転のお知らせ 11
- 本会の主要行事 11
- 支部のうごき 12
- 編集後記 13

平成3年度「にせ行政書士排除・許認可手続相談 広報月間」の実施について

監 察 部

9月は「にせ行政書士排除・許認可手続相談広報月間」です。これは行政書士制度の普及啓発と行政書士法違反の防止を目的として、毎年実施されているものです。会員一人ひとりが監察部員になった心算でお互いが身を正し、地域住民に親しまれ、信頼される行政書士となるため、この運動を成功させましょう。

実 施 要 約

1. 目 的

行政書士制度に関する広報を積極的に推進し、行政書士の社会性を強調して地域住民の理解と信頼を得ることを通して行政書士制度の普及徹底を図る。

2. 期 間

- (1) 準備期間 平成3年8月1日から同月31日
まで
(2) 実施期間 平成3年9月1日から同月30日
まで

3. 実施団体

北海道行政書士会

4. 推進協力機関及び団体

北海道、日本行政書士会連合会

5. 重点目標

- (1) 建設業関係
(2) 交通運輸関係
(3) 農地法関係
(4) 風俗、食品衛生関係

6. 運動の実施要領

- (1) 会員の監察意識の高揚をはかり、この運動の趣旨の徹底及び会員相互に違反情報の収集に努め、あわせて行政書士の品位の向上をはかる。

(2) 監察活動の強化

この運動の重点目標である建設、運輸交通、農地並びに風俗、食品衛生について監察部員はもとより全会員一体となって、監察活動を強化する。

(3) 非行政書士行為等監察対象事案、報告の励行

監察事案の情報を入手したときは、可能な限り具体的的事実を調査し、事案によっては本会監察部長又は、担当部員と協議し、別添「監察業務用通報書・通知書・警告書例」に掲げる様式により報告書を提出する。

(4) 事案の措置

違反等の事案の処理について、支部長は口頭又は文書により注意・警告等を行うものとし、事案によっては、本会監察部地区担当部員又は監察部長と連絡をとり慎重に対処するものとする。なお、本会は、支部から報告あるいは、認知された違反事案については、更に監察部会において検討し、本会としても指導するほか、事案により綱紀委員会の調査審議を経て注意・警告・告発等相互の措置を取るものとする。

(5) 留意事項

本運動による違反情報及び証拠資料の収集並びに、官公署の窓口での受付閲覧の要請その他の調査活動等は、あくまでも任意的に官公署の了承・承諾のもとに行い、いやしくも行き過ぎ、あるいは、紛争などを起こすことのないよう慎重に行うものとする。

(6) 北海道、市町村並びに関係団体に対する協力要請

北海道並びに市町村に対しては、本会から

道を通じて協力を要請するが、各支部においても地域内官公署に対し協力方要請をするものとする。

また、関係諸団体及び各士業団体に対しても同様とする。

(7) 広報活動の徹底

広報活動の重要性にかんがみ、対外広報助成事業費等を活用し、支部の実態にそくした広報活動を実施すること。

① ポスター等による広報

行政書士制度をはじめ、本運動の趣旨の徹底をはかるため、ポスター等を関係官公

署、諸団体及び会員に配付する。

② 市町村広報紙等への掲載依頼

本会は道にこの運動についての協力を依頼するが支部は関係市町村広報紙にこの運動についての記事掲載方協力を要請する。

③ 「許認可事務手続無料相談」及び「行政書士110番」開催による広報活動

許認可事務手続無料相談事業、行政書士110番等をこの運動にあわせ開催して行政書士制度の普及啓発をはかるよう特に配慮する。

（写）

市町村第 825 号
平成 3 年 8 月 23 日

各 部 長 様

企 画 振 興 部 長

北海道行政書士会が実施する「にせ行政書士排除・許認可手続相談広報月間」における協力方について（依頼）

北海道行政書士会では、本年 9 月を「にせ行政書士排除・許認可手続相談広報月間」と定め、行政書士制度の普及啓発及び行政書士法違反防止の活動を展開することにしています。

つきましては、北海道行政書士会から別添のとおり依頼がありましたので、貴部職員に対しこの趣旨を周知していただくとともに、北海道行政書士会が行う上記活動の円滑な推進について、御理解と御協力をお願いします。

（写）

（通知広報 189）

市町村第 825 号
平成 3 年 8 月 23 日

各 市 町 村 長 様
各 支 庁 長

北海道企画振興部長

北海道行政書士会が実施する「にせ行政書士排除・許認可手続相談広報月間」における協力方について（通知）

北海道行政書士会では、本年 9 月を「にせ行政書士排除・許認可手続相談広報月間」と定め、行政書士制度の普及啓発及び行政書士法違反防止の活動を展開することにしています。

この活動の一環として行政書士会が貴職を訪問し、広報利用による行政書士制度の周知、ポスターの掲示等について協力依頼をすることにしておりますので、その際には、特段の御配慮をお願いします。

なお、行政書士でないものが行う諸届出行為の防止については、昭和 51 年 10 月 20 日付け地方第 1123 号で通知しているところであり、今後とも、この趣旨に十分御留意願います。

改正車庫法の対処について

車庫証明対策特別委員会

7月から「自動車の保管場所の確保等に関する法律」(車庫法)の改正法が施行され、これに伴い車庫証明申請時の添付書面が簡略化されました。(国家公安委員会規則第1条第1項、第2項)

この添付書面が簡略化されたことについて、会員から本会に、大きく分けて二つの意見が寄せられております。

一つは、改正法の申請手続きが「本人申請」という原則論に立っているので、行政書士が当該申請に関連して何らかの確認行為をすることは、返って刑事法の適用を受けることに繋がるのでないかと疑問です。

またもう一つは、これとは逆に、申請書や承諾書に於いての本人確認、又は保管場所確認等について、その真正を担保する書面の添付が省略されているので、申請者や承諾者との面接ができない中で本人以外の者が代理をして申請する場合には、刑事法が適用される危惧があるので、法令が要請する以上の確認行為を考慮する必要があるとの意見です。

但し、後者の意見では業務コストの面を考えた場合には、現実の実施には躊躇が見受けられます。

因みに自動車業界側の考え方は現在のところ、我が会の二つの意見の内の前者の考えに立つ見解、

即ち、保管場所の確認を含む、一切の確認行為をしないという立場に立っているようです。

こういったことが「法の欠缺」によるものであるのか、また警察窓口での「行政指導」により補ってゆけることなのかは現段階では判然としませんが、申請そのものが見解の異なる二つの考え方で行われること自体が好ましいことではなく、本会では近々北海道警察にこれらの見解を質すべく準備を致しております。

尚これらの件につきましては、先に日本行政書士会連合会から通知のあった「改正法による車庫証明業務の取り扱いについて」(別紙1・2)の文書を各支部宛に配付しておりますが、事件簿の整備だけでは解決されるものではなく、各自の業務に対する慎重な対応を要請する次第です。

ご参考までに別紙3の通り、北海道警察による「車庫とばし」事件の検挙実例に基づいて、検挙の根拠法令(構成要件)を列挙しましたのでご質問下さい。またこの他、改正車庫法第9条第1項、及び第2項が適用された場合には、ユーザーから民法第709条(不法行為)、又は同法第415条以下(債務不履行)による訴訟提起も予想されますのでご注意下さい。以上

別紙1.

各 単 位 会 長 殿

日行連発第378号
平成3年7月29日

日本行政書士会連合会
会長 真達 格回
運輸交通部
部長 盛武 降

改正法による車庫証明業務の取扱いについて

道路交通法の一部を改正する法律及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律は、平成

2年7月3日にそれぞれ法律第73号及び法律第74号として公布され、いずれも本年7月1日から施行されました。

この法律においては、行政上の措置や行政指導を行うため、必要な資料の収集を手段として自動車の保有者ばかりでなく、保管場所の管理者に対しても、報告又は資料の提出規定が設けられました。さらに、運行供用の制限の命令を行うために開かれる聴聞についても、関係者の出頭、資料提出、報告義務等の履行が罰則規定とともに強化整備されました。このことにより、申請者の作成に係わる行政書士にあっては、申請の内容が真正なものであることの確認と関係書類の保存がより重要となります。従前から、日行連においては、日行連と自販連との合意書の趣旨を踏まえ、車庫証明申請業務の受託に際しては、ユーザーの発行した依頼書（別添参照）によるよう指導しているところですが、各単位会等においては、これを機会に次の事項について、さらに指導を徹底してくださるようお願いいたします。

記

- 1 車庫証明申請業務の依頼者は、ユーザーであることを関係者に周知徹底させること。
- 2 車庫証明申請業務の受託は、必ず依頼書によるものとすること。
- 3 依頼書は、行政書士事務所において、5年間は保存すること。

別紙2.

依頼書		受理	月日時		交付	月日時	
申請者の記入すべき事項	自動車登録番号	車名	型式	車台番号	自動車の大きさ		
					長さ	・	メートル
					幅	・	メートル
					高さ	・	メートル
	自動車の使用の本拠の位置						
自動車の保管場所の位置							
自動車保管場所証明書の作成・申請および受領に関する一切の手続を委任します。							
平成 年 月 日				警察署	申請日 受取日 登録付日	証紙 謄本 住民票 商号	戸籍 現地 理由書 営業証明
行政書士殿				住所 中請者 氏名			
販売店 (営業所)名							
担当 セールス名							
中請者名 担当 セールス名	行政書士受領証欄			証明書受領証欄			
	月日時			月日時			
	行政書士 TEL						

(B 5)

別紙 3.

(別紙) 「自動車の保管場所の確保等に関する法律」の周辺適用法律
—違反行為に対する適用法律・北海道警察「車庫とばし」の検挙実例に基づいて—

※注意 保管場所法の旧条文は、条文は異なりますが現行法にも継承されております。

(1) 行政書士の場合
刑法第159条第1項 私文書偽造
同 第161条第1項 偽造私文書行使

(2) ユーザーの場合
刑法第157条第1項 公正証書原本等不実記載
同 第158条第1項 偽造公文書行使（電磁的公正証書原本不実記録、同共用）

(旧) 保管場所法第8条第2項第1号（自動車の使用の本拠の位置の変更に関する虚偽の書面を提出し、変更登録、または移転登録を行った者に対する罰則の規定）

刑法第60条 共同正犯（旧保管場所法第8条第2項第1号の共同正犯）
(3) ディーラーセールスマントの場合
刑法第157条第1項 公正証書原本等不実記載
同 第158条第1項 偽造公文書行使（電磁的公正証書原本不実記録、同共用）
(旧) 保管場所法第8条第2項第1号（自動車の使用の本拠の位置の変更に関する虚偽の書面を提出し、変更登録、または移転登録を行った者に対する罰則の規定）
(旧) 保管場所法第9条（両罰規定）
刑法第60条（旧保管場所法第8条第2項第1号の共同正犯）
(4) 法人の場合
(旧) 保管場所法第8条第2項第1号（自動車の使用の本拠の位置の変更に関する虚偽の書面を提出し、変更登録、または移転登録を行った者に対する罰則の規定）
(旧) 保管場所法第9条（両罰規定）

再び法学を学ぶ仲間達に

橋本 雄一（留萌支部）

会誌「行政ほっかいどう7月号」に『法学を学ぶ仲間達に』を寄稿したところ、多くの仲間たちより激励や悩み事、他の国家資格取得に関する助言を求められたりして、意外に大きな反響を受けました。

そこで再びこの課題にふることで、書面を寄せられた方への回答に替えさせていただきたいと思います。

私達の小学校時代には、学習の基本的な狙いは児童に「読み、書き、そろばん」を習得させることにおいていたようだ。「読み書き算用は世渡りの三芸」などといい、社会は我々が世渡りをしていくのに欠かすことのできない知識だと考えていたのだから当然といえば当然のことだ。漢字の書き取り、算数の宿題、それに加えて、木工の時間で糸鋸を使って状差しを作った覚えがある。

近頃の学校では、小学校の上級生や中学生に、このような基本的な学習よりも高度な難しいことを学ばせ過ぎてはいないか。と思えてならない。学習の基本は、何といったって「読み、書き、そろばん」にあると思っている。現代においても、このことは十分に通じるはずであるが。

或る国立大学の教授である友人が、今の大学生は、まず書くことがなっていない。試験の答案を採点して、きちんとした正しい日本語で答案を書いてくれる学生は極

めて少ない。誤字、当て字がまことに多くこれでは書くほうだけでなく、読むほうもどうなっているのかと、心配であるという。「文化系の学問は結局のところ読み書きができるかどうかだ」と言っていた。その通りだと思う。読み書きが正しくできないで、何が出来るのか。法律学の勉強でも同様であろう。法律学の学習の基本は、読み書きの作法に忠実であれということに帰するようだ。法律学の勉強そのものだってそうであろう。このことは初心者のうちだけの話ではない。徐々に、勉強とか研究が深まればそれなりに、より深く読み、より深いものを書いていけばよいのではあるまいか。勿論、より深く読み、より深いものを書くためにも広く読むことも必要だし、人間や社会についての深い理解と、洞察も欠かせてはならないこととなろう。法律学でも、「読み書き」は基本であり、大切なことのようだ。

私も、公用文用字用語辞典、法律学辞典、国語辞典を引いて正しい日本語で文章を書くことに心がけているが、現代かなづかいや、常用漢字表で事務所の若い事務員から言われることがある、特に専門用語について多いように思う。

そんな時に思う。『言うは易すしされど行うは難がたし』で、日本語は難しい。

(裏)

添付書類

- 事業の計画の概要を記載した書類
 - 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場にあっては周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該施設が法第15条第1項の届出に係る施設である場合を除く。）
 - 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
 - 申請者（法人である場合には、その業務を行う役員を含む。）が法第7条第2項第4号イ及びロに該当しない旨を記載した書類
 - 産業廃棄物の収集及び運搬を業として行う場合には、当該業務に用いる車両の車検証の写し
 - 産業廃棄物の処分（最終処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
 - 産業廃棄物の埋立処分を業として行う場合には、当該事業の用に供する最終処分場に係る土地の登記簿の謄本（申請者が当該土地の所有権を有しない場合には、申請者が当該土地を使用する権原を有することを証する書類）
 - 事業の用に供する施設が、法第15条第1項の届出に係る施設である場合には、当該施設の設置完了報告書の写し
 - 産業廃棄物の海洋投入処分を業として行う場合には、当該事業の用に供する運搬船の海上保安本部での登録済証の写し
- 注 1 業の内容については、収集、運搬及び処分（焼却、脱水の中間処理の種類並びに埋立処分及び海洋投入処分の最終処分の種類ごとに区分すること。）の別ごとに記載すること。
- 2 取り扱う産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第3項に定める種類別に記載すること。
- 3 申請書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等のやむを得ないものを除き、日本工業規格B 5 とすること。

別記第7号様式（第9条関係）

(表)

産業廃棄物処理業許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所

氏 名 ㊞

（法人にあっては、名称）
(及び代表者氏名)

産業廃棄物処理業の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業所	名 称	
	所 在 地	
事業の範囲	業 の 内 容	
	取 扱 う 産 業 廃 棄 物	
事業開始予定年月日	年 月 日	
営機業材に係るび施設能設備	収 集・運 搬	別紙1のとおり
	処分（最終処分を除く。）	別紙2のとおり
	埋立処分	別紙3のとおり
最終処分	海洋投入処分	別紙4のとおり
処理施設の届出年月日		年 月 日
処理施設の使用開始予定年月日		年 月 日

別紙 2

処分(最終処分を除く。)の設備、機材及び能力

中間処理施設	設置場所				
	名称及び型式				
	処理能力	$m^3 \cdot t/\text{時}$			
	処理方法				
	処理量	$m^3 \cdot t/\text{日}$			
	設置者				
	管理者				
	構造及び設備の概要				
保管管容器施設又は保管	設置場所				
	施設容器の構造				
	保管容量				
	数量				
取り扱う産業廃	種類				
	性状				
	取扱量	$m^3 \cdot t/\text{日}$			
従業員数					

別紙 1

収集又は運搬の設備、器材及び能力

運搬車・運搬船又は運搬容器	名称及び型式				
	積載量				
	台数又は隻数				
	車検等の期限				
	構造及び設備の概要				
保管施設又は保管容器	設置場所				
	施設、容器の構造				
	保管容量				
	数量				
取り扱う産業廃	種類				
	性状				
	取扱量	$m^3 \cdot t/\text{日}$			
従業員数					

別紙 4

海洋投入処分の設備、器材及び能力			
海洋投入地点			
積込み港			
積込み設備、機器の概要			
航 路			
運搬船	船名		
	総トン数	t	
	積載量	$t \cdot m^3$	
	運行所要時間	時間/回	
	自動航行記録装置の有無		
船	海上保安本部の登録番号		
	構造及び設備の概要		
取扱い物	種類		
扱う産業廃	性状		
	取扱量	$m^3 \cdot t/日$	
従業員数			

一部改正（昭和63年規則 107号）

別紙 3

最終処分の設備、器材及び能力			
埋立処分地	所 在 地		
	土地所有者		
	設置者		
	管理者		
	面 積	m^2	
	処分可能容量	m^3	
	構造及び設備の概要		
	埋立てに使用する機械設備等		
取扱い物	種類		
扱う産業廃	性状		
	取扱量	$m^3 \cdot t/日$	
従業員数			

別に添付を求められる書類

1. 厚生大臣認定の講習会の修了証書の写

未修了者の場合、確認書の写（北海道産業廃棄物協会発行）

1. 使用される車両の写真

宣誓書

平成 年 月 日

北海道知事 横路孝弘 殿

住 所

氏 名

私は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項第4号イ及びロに該当する者ではありません。

お知らせ

O B 会の発足

米倉副会長・第3小委員会を担当

米倉副会長は、日行連行政書士制度研究委員会委員に8月30日委嘱され、この委員会は第1（長期ビジョンの策定）、第2（行政書士法の研究）、第3（行政手続法の研究）の小委員会制を執っており、第3小委員会を担当することに決定しました。

事務局の移転のお知らせ

下記のとおり本会事務局は、移転しましたのでお知らせします。

記

1. 移転の時期

平成3年9月1日

2. 移転の場所（3階から2階に）

新 タキモトビル 2F
旧 " 3F

3. 所在地番、電話番号、FAX番号は、変わりありません。

去る平成3年9月7日（土）・8日（日）、早や秋の気配を感じる札幌市の奥座敷・南区定山渓温泉「ホテル新定山渓」に、本会の会長・副会長・常任理事経験者と元事務局職員が第1回の会合を持ち、会を「カサイ会」と名づけた。在任当時の思い出や、苦労話に花が咲き、各自の近況を語りあって互いに健康を祝福しました。更に会員の環を広げて参りたいものです。

◆今回の参会者：葛西 義雄・佐々木四郎

渡辺 明・豊田 春男

高橋 武次・橋本 雄一

佐々木兄一・石川卯佐吉

◆都合で欠席の方：石川常次郎・細木 貞次

野田 幸彦・黒島宇吉郎

星 享克

函館支部事務所が移転しました

函館市新川町17番¹⁰号

電話番号・FAX番号は変りません。

— 本会の主要行事 —

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
8. 6	第2回経理部会	13:00 ~ 16:30	本会会議室
8. 8	行政書士登録調査委員会	13:00 ~ 16:00	同 上
8. 9	第1回監察部会	13:00 ~ 16:00	同 上
8. 10	行政手続法調査特別委員会	13:00 ~ 16:00	警察共済エルム会館
8. 26	同 上	15:00 ~ 16:30	本会会議室
8. 28	行政書士登録調査委員会	16:00 ~ 18:30	同 上
8. 29	札幌支部車庫証明業務実務者と車庫対委員との打合会	17:30 ~ 20:00	土地家屋調査士会 会 議 室
9. 3	行政手続法調査特別委員会	15:00 ~ 17:00	本会会議室

—支部のうごき—

……支部研修会開催状況……

注：() は通知人員

支部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 数	研 修 種 別
札幌	3. 4. 26	土地家屋調査士会 会議室	労働保険年度更新業務	札幌中央労働監督署 調査官 五十川義弘	(57) 23	一般
"	3. 6. 10	同 上	労働時間短縮	同 上 監督官 小川 知整	(587) 38	"
"	3. 6. 15	同 上	自動車の保管場所確保 等に関する法律改正	道警本部交通部 駐車対策室長 上坂 定夫	(587) 66	"
"	3. 7. 5	道庁別館 第1研修室 3F	改正会社法	札幌法務局登記官亀田 哲 公証人 藤原 昇治	(587) 139	"
"	3. 7. 22	土地家屋調査士会 会議室	社会保険算定基礎届	札幌西社会保険事務所 業務第1課長 市島 英一	(590) 20	"
"	3. 9. 7	札幌第一ホテル	・本会活動内容 ・建設業許可申請 ・相続手続・民事 ・会社設立手続	本会総務部長 阿部 力男 支部業務部長 滝沢 俊行 支部建設労務部長板垣 俊夫 支部理事 高貝 淳	(84) 51	新入会員
函館	3. 6. 22	五島軒駅前	自動車保管場所法の 改正	道警函館方面本部交通課 課長補佐 吉田 裕	(154) 33	一般
小樽	3. 6. 19	ロアール会議室	同 上	小樽警察署交通課 係長 中山 清一	(68) 18	"
"	3. 7. 26	あら政(俱知安町)	建設業許可申請及び決 算書作成	道後志支庁建設指導課 主任 芦田 登	(68) 33	"
"	3. 8. 11 12	ニセコアルペンホテル	決算期末処理	本監 会 野坂 房市	(68) 15	"
空知	3. 8. 3	ホテルスエヒロ	民 法 (物権)	札幌支部 理 事 板垣 俊夫	(107) 12	"
"	3. 8. 24	岩見沢市民会館	自動車保管場所法の 改正	札幌支部 支 長 宇野雄一郎	(104) 18	"
旭川	3. 6. 20	神楽福祉センター	同 上	道警旭川方面本部交通課 課長補佐 本間 義美	(44) 23	"
宗谷	3. 6. 27	稚内社保会議室	健康保険法・国民年金 法・厚生年金法	稚内社会保険事務所 業務係長 小野寺健一	(11) 7	"
室蘭	3. 7. 20	室蘭中小企業センター	国民年金(基礎年金)	室蘭支部 副支部長 柴田 政夫	(54) 16	"
"	3. 8. 24	同 上	戸籍(相続)	室蘭支部 理 事 高井 健	(54) 15	"
苫小牧	3. 8. 20	苫小牧市民会館	自動車保管場所法の 改正	苫小牧警察署交通規制課 係長 加地 康宏	(48) 12	"
十勝	3. 6. 26	帯広市民文化ホール	同 上	道警釧路方面本部交通課 警 部 小西 登	(133) 29	"
"	3. 8. 2	同 上	示談の仕方とその効力	弁護士 斎藤 道俊	(133) 26	"
釧路	3. 6. 17	釧路市福祉会館	自動車保管場所法の 改正	道警釧路方面本部交通課 警 部 小西 登	(58) 17	"
"	3. 8. 10	同 上	新入会員研修	釧路支部 支 長 遠藤 犀	(3) 2	新入会員
根室	3. 6. 29	根室グランドホテル	自動車保管場所法の 改正	根室交通安全協会 事務局長 米田 治幸	(21) 10	一般

編集後記

►風にそよぐすすきの穂、周りを飛び交う赤トンボ——。札幌の郊外でこんな風景に出会った。そっと近づき、トンボの姿を見入っていたら、幼い頃、トンボを追い掛け、野山を駆け回っていた自分の姿を思い出し、懐かしさで目頭が熱くなった。秋とはそんな季節なのかもしれない……。

►行政書士の業務はざっと数えただけでも3,000はあるという。国の許認可の件数は昨年3月末現在で10,581件。この大部分は行政書士業務の対象となるものだろうから、これに権利義務に関する業務、さらに事実証明業務を加えると、いったいどれぐらいの業務数になるのか、筆者にも皆目見当がつかない。

ところで、この職域の広さは行政書士資格の魅力であり、強みでもあるわけだが、ことPRに関してはこの「広さ」が悩みのタネに変わる。これだけ広範囲にわたる業務をどのようにPRしたら世間一般の人に理解してもらえるのか、重点はどこに置いたらよいのか…。歴代の広報担当者が頭を痛める難問である。

やっかいな問題がもう一つある。それは職域侵害の問題である。行政書士の業務はその範囲が広いため、個人や団体による職域の侵害が後を絶たない。監視にも限界があり、監察担当者の苦労するところである。「油断大敵」というが、気がついたときには半ば既得権化していて、それを取り戻すのに気の遠くなるような交渉を相手方と繰り返さなければならない、といった例も現にある。

困ったことだが、業務のPRにしても、職域の侵害の排除にしても、これといった即効薬はない。結局は、会員一人ひとりが監察の目となり、広報マンとなって、職域の確保、拡大のために地道な努力を重ねていくしかない。今月は、PRと監察活動を集中的に行う「許認可手続無料相談・ニセ行政書士排除月間」である。

►「私の夢ですが、行政書士の相談業務をさらに

発展させて、本当の意味での町の法律家として、簡易な民事調停を市役所などの公の機関の中でできるように、これを夢見て私はがんばります」

埼玉会発行の『行政書士埼玉』(86年1月15日号)に掲載されている座談会の記事の中で、会員の1人が行政書士の将来についてこう述べている。

「なるほど、これはよい夢だ」。この記事を読み筆者はそう思った。何故なら、行政書士は地域社会に密着した法律の実務家として、日常生活する様々な民事事件を数多く手掛けており、この種の事件の解決に必要な専門的知識と経験を併せ持っているからである。

座談会の中で会員が述べている、「市役所などの公の機関の中で」行う「簡易な民事調停」とはどういうものなのか、詳しい内容はよく分からぬが、それにしてもユニークな発想であり、興味深い。

我が国の場合、国民性もあるだろうが、一般的に裁判を嫌う傾向が強い。時間と費用がかかるうえ、市民感覚とのズレも日立つ裁判が敬遠されるのはうなずける。また、身近なはずの簡裁も小型化し、市民にとっては必ずしも利用しやすいものとはなっていない。

こうした状況を考えると、行政書士の手で簡易な民事調停を、という埼玉会の会員の夢は、当を得たものといえるのではないか。事実、「『裁判離れ』の現象が目立つ一方で、このところ、行政サイドや民間が音頭を取るさまざまな紛争処理機関が増え、それぞれに利用が広がっている」(朝日新聞社『孤高の王国裁判所』)。行政書士が法的サービスの提供者として、誰もが気軽に利用できる紛争処理の場を設けようとするときは、これら先発の機関を参考にするとよいだろう。

何事も夢を持つことから第一歩が始まる。埼玉会の会員の夢が実現することを願っている。

(森 一雄)

日政連北海道支部だより

会費納入についてのお願い

行政書士の皆さん、政連会費の納入につきまして郵便振替払込書を同封いたしましたので、是非納入下さるようお願い申し上げます。

なお、いろいろな御事情により政連に加入できない方につきましては、会費相当額を寄付金として送金してくださるようお願い申し上げます。

平成3年度会費

3,000円

年計報告の提出について

年計報告の提出期限は、3月31日であり、未提出会員には7月8日及び8月28日の2回にわたり必ず提出するようお願いしましたが、いまだ提出していない会員があり、会として統計業務に大きな支障を来たしておりますので、業務量の有無にかかわらず至急提出して下さい。

札幌支部研修会実施のお知らせ

札幌支部業務部

下記の要領で札幌支部研修会を実施いたします。他支部の所属の会員においても参加を希望される方は、氏名、会員番号及び支部名を記入の上、札幌支部宛ハガキでお申し込み下さい。

副支部長選任

欠員(2名)の副支部長には、次の方々が決りました。

宇野雄一郎(札) 新川 司(空)

おわび

7月号「行政ほっかいどう」でお知らせしました役員名のうち、幹事に誤りがありましたので、お詫びし、訂正いたします。

(誤) (正)

玉木鶴久子(苦) 玉木喜久子(苦)

遠藤 繁(釧) 遠藤 昇(釧)

(脱落) 村上 清(室)

記

研修テーマ 「出入国管理及び難民認定法の実務」

講 師 大阪府行政書士会会長

塩野 征四郎先生

日 時 10月8日(火)午後1時から

2時間程度

会 場 札幌第一ホテル会議室

(中央区大通西10丁目)

申込締切日 10月3日(木)

資料代等 実費

申込先 札幌市中央区北1条西8丁目
(丸二ビル2F)

北海道行政書士会札幌支部

'91.9. 第186号 平成3年9月25日発行

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモトビル2階

TEL 代表(011)221-1221 FAX(011)281-4138

郵便番号 060

北海道拓殖銀行札幌南支店(普570344)

北海道銀行本店(当19116)

北海洋銀銀行本店(普0742651)

札幌銀行本店(普389444)

振替口座 小樽3-8224番

発行人 日向寺 正幸
編集人 坂下尊
発行所 北海道行政書士会
印刷所 (有)酒井印刷所
札幌市中央区南3条西1丁目